

健康保險法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第一項、第六十八條第二項又は第六十九條の規定に基づき、以下のとおり保險医療機関又は保險薬局の指定を行ったので、保險医療機関及び保險薬局の指定並びに保險医及び保險薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年六月二十五日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

							名	称			
							医療法人社団トータルアイケア リニック福島院	アイケアク			
							太田耳鼻咽喉科医院				
							所	在	地		
							福島市栄町一番地三五番福島キャピタルフロン トビル七階七一七				
							須賀川市北山寺町一九七番地				
							指	定	年	月	日
							令和八年七月一日				

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

東北厚生局長

尾崎 俊雄

[illegible]